

平成 26 年 7 月 30 日
九州電力株式会社

川内原子力発電所再稼働差止仮処分第 1 回審尋について

本日14時から、鹿児島地方裁判所において、標記訴訟の第 1 回審尋が行われました。

本件は、川内原子力発電所 1・2 号機の再稼働の差止を求めて、平成26年 5 月30日に申立てがされたものです。

今回、当社は別紙のとおり答弁書を提出し、申立ての却下を求めるとともに、川内原子力発電所は、設置時に十分な調査及び検討を行い、想定される地震・津波等に対して安全機能が保持できるよう設計しており、運転開始後においては新たな知見、技術の進捗等を踏まえ十分な調査及び検討を行って、耐震安全性の評価を行い、地震・津波に対し原子炉施設の安全性に問題のないことを確認している旨の主張を行いました。

さらに、2011年の福島第一原子力発電所の事故発生を受け、設計において想定した事象を超える場合においても、原子炉を安全に停止し、炉心及び使用済燃料貯蔵ピット内の燃料体または使用済燃料の著しい損傷を防止し、放射性物質の異常な水準の放出を防止できるよう一層の対策を講じている旨の主張を行いました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上